保　護　者　様

新型コロナウイルス感染症による出席停止に係る「治ゆ報告書」の提出について

　　新型コロナウイルス感染症による出席停止の解除は、保護者から提出いただく「治ゆ報告書」

により判断します。この「治ゆ報告書」は、保護者の方に記入していただくもので、医療機関に

記入してもらうものではありませんので、裏面をよく読んで記入のうえ、施設に提出いただきま

すようお願いいたします。

＜出席停止について＞

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、法令の規定により出席停止とな

ります。

出席停止期間の基準は、「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過

するまで」です。

【保護者記入欄】

（宛先）砺波市立　　　　　　　長　様

「新型コロナウイルス感染症　治ゆ報告書」

　　　　歳児　　　　　組　　園児氏名

上記の者は、新型コロナウイルス感染症を発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した

後１日を経過したこと（無症状の場合は、検体を採取した日から５日を経過したこと）を下

記のとおり報告いたします。

記

１　発症日　　　　　　　：　　　月　　　日　（　　）

　　　（発症日は、発熱､のどの痛み､咳等の普段と異なる症状が出た日で､０日目となります。）

２　受診日・受診医療機関：　　　月　　　日　（　　）　　医療機関名

　　　（受診はせず、検査キット等で検査した場合は、検体採取日を記入してください。）

３　症状が軽快した日　　：　　　月　　　日　（　　）

（「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあるこ

とを指します。)

４　休んだ期間　　　　　：　　　月　　　日　（　　）～　　　月　　　日　（　　）

令和　　　年　　　月　　　日　　　　 　　保護者氏名

※　発症から１０日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスクの着用を

お願いします。

※　裏面（「新型コロナウイルス感染症　治ゆ報告書作成のために」）もご覧ください。

＜新型コロナウイルス感染症　治ゆ報告書作成のために＞

１　新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

　　新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、法令の規定により「出席停止」と

なります。出席停止の期間は、次の通りです。

　（※　最低でも５日間は、出席停止となります。）

＜新型コロナウイルス感染症の出席停止の期間の基準＞

発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで

２　「発症した後５日」の数え方

発熱､のどの痛み､咳、頭痛等、普段と異なる症状が出た日が発症日で、０日目となります。

下記**「新型コロナウイルス感染症出席停止期間　早見表」**にてご確認ください。

３　「症状が軽快」の解釈について

「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに熱が下がり、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向に

ある状態を指します。

４　無症状の感染者に対する出席停止の期間

検査キット等で検査し、陽性が判明した場合、検体を採取した日（０日目）から５日を経過

するまで出席停止となります。

５　再登園に際してのお願い

新型コロナウイルス感染症は、発症から１０日を経過するまでは、ウイルス排出の可能性が

あるといわれています。療養後再登園する際は、周りの方への配慮として、マスクの着用をお

願いいたします。

新型コロナウイルス感染症出席停止期間　早見表

